

令和7年度 堺市立久世小学校

P T A 総会資料

令和7年4月25日(金)

【書面決議】

目次

- ・ 第 1 議案 令和 6 年度 P T A 事業報告

- ・ 第 2 議案 令和 6 年度 P T A 決算報告
 令和 7 年度 P T A 周年行事決算報告

- ・ 第 3 議案 令和 7 年度 P T A 役員選出

- ・ 第 4 議案 令和 7 年度 P T A 事業計画(案)

- ・ 第 5 議案 令和 7 年度 P T A 予算計画(案)
 令和 7 年度 P T A 周年行事予算計画(案)

- ・ 第 6 議案 P T A 規約改正について

- ・ 堺市立久世小学校 P T A 規約

令和6年度 P T A事業報告

堺市立久世小学校

	役員・実行委員会・その他	図書広報委員会	研修委員会	保健環境委員会	地区委員会
4	入学式 PTA総会(書面開催) 本部役員会①				
5	PTA学級委員総会 実行委員会①	PTA学級委員総会 実行委員会①	PTA学級委員総会 実行委員会① ミーティング①	PTA学級委員総会 実行委員会①	
6	堺市PTA協議会 健全育成協議会 本部役員会② 校区美化活動	ミーティング① 図書室整理活動	人権研修会①	ミーティング① 校区美化活動	
7	第1回学校協議会 実行委員会②	PTA広報誌①発行 実行委員会②	実行委員会②	実行委員会②	
8					
9	本部役員会③ 実行委員会③	実行委員会③ 図書室整理	実行委員会③ 人権研修会②	実行委員会③	
10	実行委員会④ 健全育成協議会	実行委員会④ 図書室整理	実行委員会④	給食試食会 実行委員会④	
11	本部役員会④ 体育参観 こどもの広場お手伝い	実行委員会④ 体育参観お手伝い こどもの広場お手伝い 図書室整理	実行委員会④ 体育参観お手伝い こどもの広場お手伝い PTA研修会	実行委員会④ 体育参観お手伝い こどもの広場お手伝い	
12	児童プレゼント準備 本部役員会⑤ クリスマスプレゼント 呈 贈	児童プレゼント準備 PTA広報誌②発行 図書室整理	児童プレゼント準備	児童プレゼント準備	
1	健全育成協議会 本部役員会⑥ 次年度役員説明会		人権研修会③		
2	新1年入学説明会 ふれあいウォーク 学校保健給食委員会			ふれあいウォーク	新1年入学説明会
3	学校協議会 実行委員会⑤ 卒業式 健全育成協議会	図書室蔵書点検(4日間) PTA広報誌③発行			

令和6年度 P T A 会計決算報告

堺市立久世小学校 P T A

(単位：円)

○収入の部

項目	予算額	決算額	備考
繰越金	799,349	799,349	
収入（会費）	2,150,000	2,028,800	
雑収入	0	0	利息等
合計	2,949,349	2,828,149	

周年積立金（令和6年度末）
合計 ￥2,251,894

○支出の部

項目	節	予算額	執行額	備考
P T A 運 営 活 動 費	事務費	1 事務用品費	50,000	8,492 事務用品費、消耗品費
		2 役務費	70,000	13,410 事務連絡費、郵送費等
		3 需用費	250,000	112,693 コピー代、インク代、紙代等
	事業費	4 活動費	800,000	551,681 各種委員会活動費、広報誌代等
		5 健全育成費	100,000	50,400 児童健全育成事業、講師謝礼等
		6 児童福祉費	1,000,000	852,905 体育参観参加賞、各種祝品等
		7 需用費	50,000	54,998 保護者証代等
	渉外費	8 負担費	150,000	103,970 PTA協議会負担金、安全会加入費用等
		9 慶弔費	50,000	16,500 慶弔費用等
		10 渉外費	200,000	229,481 式典花代、来賓来客接待費等
	予備費	11 予備費	29,349	122,144 各学年教材費、積立金の端数等
	周年積立金	12 積立費	200,000	200,000 周年行事積立金
合計		2,949,349	2,316,674	

○差引残高

収入額	支出額	残額	備考
2,828,149	2,316,674	511,475	残高は令和7年度に繰り越します

上記の通り、決定致しましたのでご報告致します。

令和7年3月31日

P T A 会計 松浦 伸介

上記の決算報告書により、関係諸帳簿照合監査の結果、適正かつ正確であることを認めます。

令和7年3月31日

P T A 会計監査 狩谷 祥江
同 近藤 千奈美

令和6年度 P T A 周年行事積立金決算書

堺市立久世小学校PTA

1. 収入の部

項 目	予算額(円)	決算額(円)	備 考
令和5年度までの周年事業繰越金	2,051,894	2,051,894	
令和6年度の周年事業費積立金	200,000	200,000	
合 計	2,251,894	2,251,894	

2. 支出の部

項 目	節	予算額(円)	支出額(円)	備 考
事業費	事業費	0	0	
予備費	予備費	0	0	
合 計		0	0	

3. 差し引き残高

収入総額 2,251,894 － 支出総額 0 ＝ 次年度繰越金 2,251,894 円

※残金は、次の周年行事積立費に繰り越します。

以上の通り、報告いたします。

令和7年3月31日 P T A 会計 松浦 伸介

監査の結果、上記の通り相違ないことを認めます。

令和7年3月31日 P T A 会計監査 狩谷 祥江
同 近藤 千奈美

令和7年4月

保護者の皆さま

堺市立久世小学校

PTA会長 芦田 圭介

PTA役員改選のお知らせ

平素は、本校のPTA活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、令和7年度の役員候補者を厳選した結果をお知らせいたします。

会 長

副 会 長

副 会 長

書 記

会 計

会計監査

会計監査

執行役員

執行役員

執行役員

執行役員

執行役員

執行役員

執行役員

執行役員

執行役員

執行役員

執行役員

執行役員

執行役員

令和7年度 P T A事業計画（案）

堺市立久世小学校

	役員・実行委員会・その他	図書広報委員会	研修委員会	保健環境委員会	地区委員会
4	入学式 PTA総会(書面開催) 本部役員会①				
5	PTA学級委員総会 実行委員会①	PTA学級委員総会 実行委員会① ミーティング①	PTA学級委員総会 実行委員会① ミーティング①	PTA学級委員総会 実行委員会① ミーティング①	
6	堺市PTA協議会 健全育成協議会 本部役員会② 校区美化活動	図書室整理活動	人権研修会①	校区美化活動	
7	第1回学校協議会 実行委員会②	PTA広報誌①発行 実行委員会②	実行委員会②	実行委員会②	
8					
9	本部役員会③ 実行委員会③	実行委員会③ 図書室整理	実行委員会③ 人権研修会②	ミーティング② 実行委員会③ 食育講演会	
10	実行委員会④ 健全育成協議会	実行委員会④ 図書室整理	実行委員会④	給食試食会 実行委員会④	
11	体育参観 本部役員会④ こどもの広場お手伝い	体育参観お手伝い 実行委員会④ 図書室整理 こどもの広場お手伝い	体育参観お手伝い 実行委員会④ PTA研修会 人権研修会③ こどもの広場お手伝い	体育参観お手伝い 実行委員会④ こどもの広場お手伝い	
12	児童プレゼント準備 本部役員会⑤ クリスマスプレゼント贈呈	児童プレゼント準備 PTA広報誌②発行 図書室整理	児童プレゼント準備	児童プレゼント準備	
1	健全育成協議会 本部役員会⑥ 次年度役員説明会				
2	ふれあいウォーク 新1年入学説明会 学校保健給食委員会			ふれあいウォーク	新1年入学説明会
3	学校協議会 実行委員会⑤ 卒業式 健全育成協議会	図書室蔵書点検(4日間) PTA広報誌③発行			

令和7年度 P T A会計予算計画書（案）

堺市立久世小学校 P T A

（単位：円）

○収入の部

項目	予算額	備考
繰越金	511,475	令和6年度繰越金
収入（会費）	2,000,000	会費収入
雑収入		利息等
合計	2,511,475	

○支出の部

項目		節	予算額	備考
P T A 運 営 活 動 費	事務費	1 事務用品費	10,000	事務用品費、消耗品費
		2 役務費	30,000	事務連絡費、郵送費等
		3 需用費	120,000	コピー代、インク代、紙代等
	事業費	4 活動費	600,000	各種委員会活動費、広報誌代等
		5 健全育成費	100,000	児童健全育成事業、講師謝礼等
		6 児童福祉費	1,000,000	体育参観参加賞、各種祝品等
		7 需用費	60,000	保護者証代等
	渉外費	8 負担費	120,000	PTA協議会負担金、安全会加入費用等
		9 慶弔費	50,000	慶弔費用等
		10 渉外費	240,000	式典花代、来賓来客接待費等
	予備費	11 予備費	131,475	各学年教材費、積立金の端数等
	周年積立金	12 積立費	50,000	周年行事積立金
合計			2,511,475	

PTA規約改正について(比較表)

改正前	改正後
	第七章 総会 第二十条 総会は、会員（実家庭数）の五分之一以上（委任状も含む）の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数による。<u>書面開催の場合は、五分之一の委任状の提出をもって成立する。</u>（下線部追加）
第九章 委員会 第二十五条 2、各地区の定数の増減は、それぞれの地区からの書面による申し出により実行委員会において審議し決める。 4、地区委員長は、地区委員と協議し、必要に応じて地区委員会を開催し、実行委員会に意見を反映すると共に実行委員会等の決定事項を報告し、会員の啓発に努める。	右欄の内容削除
第九章 委員会 第二十六条 学級委員は各学級において担任教員及び保護者により民主的に<u>三名</u>を選出し、学校において調整の後、会長が書面で、これを委嘱する。 委員は、互選により学級委員長を選出し、各学級委員長は互選により当該学年委員長を選出する。 1、学級委員会は学級委員及び担任の教員をもって構成する。 2、学級委員長は学級委員会の要望事項を学年委員長を通じ、実行委員会に反映する。 3、学年委員長は学級委員長と協議し、必要に応じて学級委員長会議を開催し、実行委員会に意見を反映すると共に実行委員会等の決定事項を報告し、会員の啓発に努める。 4、学級委員会は学級委員長又は学年委員長が召集し、担任教員と協力し、教育環境の改善並びに担任と保護者との連絡に努め、学級及び学校教育の推進に協力する。	学年委員は各学年において民主的に選出し、会長が書面でこれを委嘱する。 1、学年委員の人数は、三名×学級数とする。 2、同一学年の学年委員は、互選によって学年委員長、副学年委員長、学年教材費監査担当二名を選出する。
第九章 委員会 第二十七条 一、交通委員会 交通委員会は、児童の登下校時及び校区内の交通安全に必要な活動を行う。 1、右の専門委員会は、地区委員長・地区委員・学年学級委員長・学級委員をもって構成し、互選により、二年生から五年生の委員の中から正副委員長一名を選出し会長が書面で、これを委嘱する	右欄の内容削除
	第十章 個人情報の取扱い【追加】 第二十九条 個人情報の取扱いに関しては、以下の「久世小学校PTA個人情報取扱規則」に基づき、行う。 「久世小学校PTA個人情報取扱規則」 本規則は、堺市立久世小学校PTAが保有する個人情報の取扱いに関して必要な事項を定める。 堺市立久世小学校PTAは、個人情報の取扱いに関し

	て、個人情報の管理に関するすべての職責と権限を有する個人情報保護管理者を置き、その管理者を会長とする。 1 管理者及び取扱者は、職務上知りえた個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用しない。また、その職を退いた後も同様とする。 2 個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて会員に伝える。 3 取得した個人情報は決めた目的以外のことには使用しない。 4 会員からの「個人情報の開示請求」には応じることとする。 5 PTA会費は会員利便性を図るため、学校徴収金と合わせて口座引き落としを行う。 6 取得した個人情報は安全に管理し、年度末に適正に廃棄する。 本規則の改正は、実行委員会の承認を受けて行う。
	第十一章 規約の改正 第三十条 規約は総会において出席者の過半数の同意により改正することができる。<u>書面開催の場合は、五分の一の委任状の提出をもって改正の承認とする。但し、改正案は総会開会までに全員に知らせねばならない。</u> (下線部追加)

令和7年度 P T A 周年行事予算書(案)

堺市立久世小学校PTA

1. 収入の部

項 目	予算額(円)	備 考
令和6年度までの周年事業繰越金	2,251,894	
令和7年度の周年事業費積立金	50,000	
合 計	2,301,894	

2. 支出の部

項 目	節	予算額(円)	備 考
事業費	事業費	0	
予備費	予備費	2,301,894	
合 計		2,301,894	

P T A規約

堺市立久世小学校

第一章

名 称

本会は、堺市立久世小学校P T Aと称する。

第二章

本会の事務所は、堺市立久世小学校内に置く。

第三章

本会は、父母または保護者（以下保護者という）と教職員が協力して学校の発展、児童の幸福と人格の円満な成長をはかるために、教育環境をよくするとともに会員相互の研修に努めることを目的とする。

第三章

方 針

本会は、民主的な教育団体として、前条の目的を達成するため、左の方針に基づいて活動する。

- 1、会員相互の親睦をはかり、教養を高めるための活動を行う。
- 2、家庭・学校・地域社会における児童の教育的な生活環境をよりよくするために努力する。
- 3、学校の教育活動を推進させるために意見をのべ参考資料を提供する但し、直接に学校の管理運営や人事に干渉しない。
- 4、特定の政党や宗教にかたよることなく、また専ら営利を目的とする行為は行わない。
- 5、自主独立の民主団体であり、他のいかなる個人または、団体からの支配や干渉を受けない。
- 6、児童の教育ならびに福祉のために活動する団体及び機関と協力する
- 7、本会の財政を確立する。

第四章

会 員

本会員は左の通りとする。

- 1、本校に在学する児童の保護者。
- 2、本校に勤務する教職員。

第六条

会員はすべて平等の権利と義務を有する。

第七条

本会の会員は会費を納めるものとする。会費は一口月額五十円とし、口数に制限はない。

第八条

会員特に役員は本会或いは役員の名において、総会又は実行委員会の議を経ず営利を目的とする一切の行為をしてはならない。

第五章

会 計

本会の経費は、会計・寄付金およびその他の収入をもってあてる。

第十条

本会の会計は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第十一条

この決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならぬ。

第十二条

本会の会計年度は四月一日から翌年の三月三十一日までとする。

第六章

役 員

本会に左の役員をおき、その任務は次の通りとする。

- 1、会 長 一名 本会を代表し、会務を統括する。 総会・役員会・実行委員会等を主催する。
 - 2、副会長 若干名 会長を補佐し、会長不在の時は代理を務め、会務をつかさどる。
 - 3、書 記 一名 本会の庶務をつかさどり、各種会合の議事を記録する。
 - 4、会 計 一名 本会の会計事務にあたる。
 - 5、会計監査 二名 本会の会計事務の監査にあたる。
- 右以外に各役員を補佐する執行役員をおくことができる。
- 但し、書記・会計の事務は、教員が補佐する。

第十四条

役員の選出は次の通り行う。

- 1、役員の選出を行うときは、選考委員会を設置する。
- 2、選考委員会は、各地区より選出された、現地区委員長を含む二名、および、本部役員で構成する。但し、校長・教頭は必要に応じて選考委員会に参画する。
- 3、選考委員会は、役員候補者を推薦し、少なくとも総会の十日前に告示するものとする。
- 4、選考委員会は、推薦した候補者の承諾を得て、総会で承認を得る。
- 5、一般会員からも、総会の三日前までに役員候補者として選考委員会へ届け出ることができる。このときは、総会において多数決で選出する。

第十五条

役員会は、役員・校長・教頭・教員一名で行う。

第十六条

- 1、総会及び実行委員会で決められたことの処理並びに執行に関すること。
- 2、本会の事業の立案計画に関すること。
- 3、総会及び実行委員会に付議する議案の作成。
- 4、緊急事項の処理、この場合は次の実行委員会に報告する。
- 5、その他必要な事項。

第十七条

役員の任期は一年とする。但し、再任は妨げない。役員は後任が決定するまでその任に当たる。

第十七条

役員は本会員の資格を失ったとき、同時に失職する。

第十八条

役員に欠員が生じた場合には、実行委員会の協議によって推薦し全会員に通知する。但し、その任期は前任者の残任期間とする。

第七章 総 会

第十九条 総会は、本会の最高決議機関であつて毎年度当初に開催する。

第二十条 総会は、会員（実家庭数）の五分の一以上（委任状も含む）の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数による。書面開催の場合は、五分の一の委任状の提出をもって成立する。

第二十一条 総会は、左の事項を行う。

- 1、事業活動報告並びに事業活動方針
- 2、役員の選出
- 3、予算及び決算の承認
- 4、規約の改正
- 5、その他重要事項

第二十二条 臨時総会は、実行委員会が必要と認めた場合、または会員総数（実家庭数）の三分の一以上から総会開催の目的である事項を示して請求のあつた場合会長はこれを招集する。

第八章

実行委員会

第二十三条

実行委員会は、役員、地区委員長・学年委員長・各種専門・特別委員長・校長・教頭・教員一名をもって構成し、原則として毎月一回開催する。

第二十四条

実行委員会の任務は次の通りとする。

- 1、役員会・各種委員会によって立案された事業計画の調整並びに審議
- 2、年間行事計画の立案
- 3、総会に提出する報告書議案の審議
- 4、総会より委託された事項の処理
- 5、役員に欠員の生じた場合の推薦
- 6、特別委員会の設置
- 7、その他P T A運営上必要な事項の審議
- 8、実行委員会の議事は出席者の過半数で決する。

第二十五条

地区委員は、各地区において民主的は方法により選出し、地区委員の互選により地区委員長を総会までに決定する。

第二十六条

地区委員の人数は、原則として各地区二名とし、児童数に応じて増員する。

第二十七条

地区委員は会員相互の連絡、学校と保護者との連絡を保ち、地域団体との協調に努め児童の補導と福祉の増進をはかる。

第二十八条

学年委員は各学年において民主的に選出し、会長が書面でこれを委嘱する。

第二十九条

学年委員の人数は、三名×学級数とする。

第三十条

同一学年の学年委員は、互選によって学年委員長、副学年委員長、学年教材費監査担当二名を選出する。

第三十一条

役員会のもとに左の専門委員会を設ける。

- 1、図書広報委員会 図書広報委員会は、広報活動に当り学校・家庭・社会教育に対する会員の認識を深めるための活動を行う。また、図書活動に当たり図書活動を通じて、児童及び会員相互の教養を高める。
- 2、保健環境委員会 保健環境委員会は、児童の健康や学校内・学区内の教育環境の向上及び会員の厚生を計る。
- 3、研修委員会 研修委員会は会員相互の教養を高めるため必要な活動を行う。

第三十二条

保健環境委員会は、実行委員会において審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第三十三条

専門委員会は必要に応じ設置又は廃止することができる。

第三十四条

本会の特別の目的を達成するために、実行委員会にはかり、必要な特別委員会を設置することができる。この委員会の委員は会長書面で、委嘱する。

第三十五条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第三十六条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第三十七条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第三十八条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第三十九条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第四十条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第四十一条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第四十二条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第四十三条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第四十四条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第四十五条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第四十六条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第四十七条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第四十八条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第四十九条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第五十条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第五十一条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第五十二条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第五十三条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。

第五十四条

本規則の改正は、実行委員会に於いて審議し、調整するが、自主的に運営を行う。